

令和5年度答申第43号
令和5年11月13日

諮問番号 令和5年度諮問第46号（令和5年10月20日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

(2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項（令和5年厚生労働省令第60号による改正前のもの。以下同じ。）は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した日数に一部のみを受講した日数（1実施日における訓練の部分の2分の1以上に相当する部分を受講した日に限る。）に2分の1を乗じて得た日数を加えた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

なお、求職者支援規則附則3条の8第3項（令和5年厚生労働省令第60号による改正前のもの。以下同じ。）は、職業訓練受講手当に関する暫定措置として、特例期間（令和3年12月21日から令和5年3月31日まで）に実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等を受講した日がある場合には、当該受講した日が属する給付金支給単位期間から当該認定職業訓練等が終了した日が属する給付金支給単位期間までにおける職業訓練受講手当については、求職者支援規則11条1項5号の規定にかかわらず、当該認定職業訓練等を受講した日数に一部のみを受講した日数（当該認定職業訓練等の1実施日における訓練の部分の2分の1以上に相当する部分を受講した日に限る。）に2分の1を乗じて得た日数を加えた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であるときに支給する旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 特定求職者である審査請求人は、令和4年12月1日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓

練期間は、同日から令和5年3月31日までであった。

(就職支援計画書)

(2) 審査請求人は、本件訓練を以下のとおり欠席した。

ア 令和5年1月5日

特定健診の受診を理由として1日欠席した。

イ 同月25日

列車の遅延を理由として、1時限目から6時限目までのうち、1時限目を欠席(遅刻)した。

ウ 同月26日

忘れ物を自宅に取りに自宅に戻ったことを理由として、1時限目から6時限目までのうち、1時限目から3時限目を欠席した。

エ 同月30日

午前中はHIV・梅毒検査の受診を、午後は胃がん検診の受診に係る相談に行ったことを理由として1日欠席した。

オ 同月31日

午前中は胃がん検診の受診を、午後はC地方裁判所D係への訪問を理由として1日欠席した。

(職業訓練受講給付金支給申請書、検査結果、遅延証明書、検査報告書、欠席等届)

(3) 審査請求人は、令和5年2月17日、処分庁に対し、同年1月1日から同月31日までの給付金支給単位期間(以下「本件支給単位期間」という。)について本件申請をしたところ、処分庁は、同日、「やむを得ない理由によって求職者支援訓練等を欠席したことにより、訓練等の実施日数に占める受講日数の割合が8割未満となったため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

(職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金不支給決定通知書)

(4) 審査請求人は、令和5年5月18日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和5年10月20日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件不支給決定の通知書に記載されている処分理由について、求職者訓練のしおり等も参考にしたが、必ずしも当該理由から給付金を不支給とする規定があるとはいえない。不支給とする規定についてハローワークAの担当者甲に尋ねたところ、明らかでないことを認める様子を見せていたが、同日、担当者甲は、本件訓練の受講開始前の説明において、担当者乙からこのような案内をしているため本件不支給決定を行う旨、理由を明かした。

本件不支給決定の通知書に記載されている処分理由とハローワークAの担当者が説明する処分理由が明らかに食い違っているし、通知書に記載されている処分理由を定めた規定はないから、本件不支給決定は不当である。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、求職者支援制度業務取扱要領（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。）10042へにおいて、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」等が規定されており、また、やむを得ない理由で欠席した場合については、求職者支援要領10042トに示されている証明書類を必須の添付書類として求めることが規定されている。

ただし、令和3年12月21日から令和5年3月31日までの特例期間については、欠席についてやむを得ない理由の有無にかかわらず、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であるときに支給することとし、受講した日数には、実施日の訓練の一部（2分の1以上）のみ受講した日がある場合は当該一部受講日の日数に2分の1を乗じた日数（端数は切り捨てる。）を加えることとされている（求職者支援規則附則3条の8第3項）。

また、求職者支援要領10042チにおいて、「インフルエンザ等に感染した場合等」については、給付金の支給要件の一つである出席要件を判断する際、訓練実施日から除外できることが規定されている。

- 2 審査請求人が本件訓練を欠席した日は以下のとおりである。

令和5年1月5日（1日）：特定検診受診のため欠席（証明書有り）

同月25日（1限）：電車遅延のため欠席（遅刻）（証明書有り）

同月26日（1限から3限）：忘れ物を取りに自宅へ帰ったため欠席
（証明書無し）

同月30日（1日）：午前はH I V・梅毒検査受診のため欠席（証明書有り）
午後は胃がん検診受診に係る相談のため欠席
（証明書無し）

同月31日（1日）：午前は胃がん検診受診のため欠席（証明書無し）
午後はC地方裁判所D係の担当者訪問のため欠席（証明書無し）

3 上記2の欠席した日については、欠席理由が求職者支援要領10042千の「インフルエンザ等に感染した場合等」に該当しないことから、訓練実施日から除外できる場合に該当しない。

本件支給単位期間における本件訓練の実施日数は17日であり、審査請求人が本件訓練を受講した日数は13日（訓練実施日数17日－欠席日数4日（1日欠席が3日と0.5日欠席が2日で合計4日）＝13日）となるから、出席率は13日／17日＝76%となり、本件支給単位期間における訓練実施日数の8割以上の出席があったとは認められない。

4 以上により、本件申請については、求職者支援規則11条に定める給付金の支給要件を欠くことから、処分庁が行った本件不支給決定は正当なものであり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

(1) 上記第1の2(2)のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている（求職者支援規則11条1項5号本文）。

ただし、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めており、求職者支援規則附則3条の8第3項は、令和3年12月21日から令和5年3月3

1日までの特例期間については、欠席についてやむを得ない理由の有無にかかわらず、上記割合が100分の80以上であるときに支給することとし、受講した日数には、実施日の訓練の一部（2分の1以上）のみ受講した日がある場合は当該一部受講日の日数に2分の1を乗じた日数（端数は切り捨てる。）を加える旨を定めている。

(2) 本件支給単位期間は、上記特例期間である。本件支給単位期間における訓練実施日数は17日であるところ、審査請求人は令和5年1月5日を欠席、同月25日1時限目を欠席、同月26日1時限目から3時限目を欠席、同月30日及び31日を欠席しており、同月25日及び26日については訓練の2分の1以上を受講しているため、審査請求人の訓練受講日数は13日となる。

そうすると、訓練受講日数の訓練実施日数に占める割合は8割に満たず、給付金の支給に必要な求職者支援規則11条1項5号、求職者支援規則附則3条の8第3項の要件を満たしていないので、本件不支給決定に違法不当な点はなく、審査庁の判断は妥当である。

審査請求人は、不支給とする根拠がないとの趣旨の主張をしていると思われるが、本件不支給処分の根拠は上記のとおりである。

3 付言

本件不支給決定の通知書には、支給しない理由として「やむを得ない理由によって求職者支援訓練等を欠席したことにより、訓練等の実施日数に占める受講日数の割合が8割未満となったため」と記載されているが、本件支給単位期間は上記特例期間であり、やむを得ない理由の有無にかかわらず訓練等の実施日数に占める受講日数の割合が8割未満であれば不支給となる。本件における審査請求人の欠席は処分庁がやむを得ない理由によると認めたものだけではないと思われるので、かかる理由の書き方は適切とはいえず、処分の理由の記載に当たっては、定型文言を機械的に記載するのではなく、事案に適合した記載を考えるべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委
委
委

員
員
員

戶
木
交

谷
村
告

博
宏
尚

子
政
史